| 現行 | 改正 |
|---|---|
| 横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱<br><br>制定　平成19年３月27日　健生活第1415号<br>最近改正　令和５年３月28日　健生衛第1155号<br><br>（第１条省略）<br><br>（用語の定義）<br>第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>((1)及び(2)省略)<br>(3)　建築確認申請等　建築基準法第６条第１項（同法第 87 条第１項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への確認の申請、建築基準法第６条の２第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む）に規定する指定確認検査機関への確認の申請、及び同法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む）に規定する建築主事への通知をいう。<br><br>（第３条省略）<br>（保健所長の事務）<br>第４条　保健所長は、建築主から受水槽施設に係る建築確認申請又は建築確認申請を伴わない給水装置工事申込前の相談を受けたときは、次の各号に掲げる図書の提示を求め、指導指針に基づき、受水槽施設事前相談票（様式１）により、速やかにその内容を確認し、受水槽施設事前指導票（様式２）を用いて必要な指導、助言を行うものとする。<br>(1)　建築物の配置図<br>(2)　受水槽及び高置水槽の構造、設置場所を明らかにした平面図及び立面図又は断面図 | 横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱<br><br>制定　平成19年３月27日　健生活第1415号<br>最近改正　令和６年３月14日　医生第1189号<br><br>（第１条省略）<br><br>（用語の定義）<br>第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>((1)及び(2)省略)<br>(3)　建築確認申請等　建築基準法第６条第１項（同法第 87 条第１項において準用する場合を含む）に規定する建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）への確認の申請、建築基準法第６条の２第１項（同法第87条第１項において準用する場合を含む）に規定する指定確認検査機関への確認の申請、及び同法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む）に規定する建築主事等への通知をいう。<br><br>（第３条省略）<br>（保健所長の事務）<br>第４条　保健所長は、建築主から受水槽施設に係る建築確認申請又は建築確認申請を伴わない給水装置工事申込前の相談を受けたときは、次の各号に掲げる図書の提示を求め、指導指針に基づき、受水槽施設事前相談票（様式１）により、速やかにその内容を確認し、受水槽施設事前指導票（様式２）を用いて必要な指導、助言を行うものとする。<br>(1)　建築物の配置図<br>(2)　受水槽及び高置水槽の構造、設置場所を明らかにした平面図及び立面図又は断面図 |

| | |
|---|---|
| (3) 給排水系統図<br>(4) 計画水量の計画書<br>(5) その他保健所長が必要と認める図書<br>2　保健所長は、前項において特に必要と認める場合は、建築主事又は指定確認検査機関に意見を述べるものとする。<br><br>(建築主事又は指定確認検査機関の事務)<br>第5条　建築主事又は指定確認検査機関は、受水槽施設に係る建築確認申請を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4条第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するものとする。<br>2　建築主事又は指定確認検査機関は、前項の確認ができないときは、第4条第1項に規定する指導を受けるよう当該施設の建築主に助言するものとする。<br><br>(第5条から第7条省略)<br><br>附　則<br>(施行期日)<br>1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。<br>(横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領の廃止について)<br>2　横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領(平成4年10月1日衛公第546号)は廃止する。<br><br>附　則<br>この要綱は、平成23年6月13日から施行する。<br><br>附　則<br>(施行期日)<br>1　この要綱は、令和元年5月1日から施行する。<br>(経過措置) | (3) 給排水系統図<br>(4) 計画水量の計画書<br>(5) その他保健所長が必要と認める図書<br>2　保健所長は、前項において特に必要と認める場合は、建築主事等又は指定確認検査機関に意見を述べるものとする。<br><br>(建築主事等又は指定確認検査機関の事務)<br>第5条　建築主事等又は指定確認検査機関は、受水槽施設に係る建築確認申請を受理する際、当該建築主に対して、当該施設が第4条第1項に規定する事前指導を受けていることを確認するものとする。<br>2　建築主事等又は指定確認検査機関は、前項の確認ができないときは、第4条第1項に規定する指導を受けるよう当該施設の建築主に助言するものとする。<br><br>(第5条から第7条省略)<br><br>附　則<br>(施行期日)<br>1　この要綱は、平成19年4月1日から施行する。<br>(横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領の廃止について)<br>2　横浜市受水槽施設事前指導に関する事務手続要領(平成4年10月1日衛公第546号)は廃止する。<br><br>附　則<br>この要綱は、平成23年6月13日から施行する。<br><br>附　則<br>(施行期日)<br>1　この要綱は、令和元年5月1日から施行する。<br>(経過措置) |

| | |
|---|---|
| 2　この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。<br><br>附　則<br>この要綱は、令和３年３月 31 日から施行する。<br><br>附　則<br>（施行期日）<br>1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。<br>（経過措置）<br>2　この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。<br><br>（別表、様式１及び様式２省略） | 2　この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。<br><br>附　則<br>この要綱は、令和３年３月 31 日から施行する。<br><br>附　則<br>（施行期日）<br>1　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。<br>（経過措置）<br>2　この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。<br><br>附　則<br>この要綱は、令和６年４月１日から施行する。<br><br>（別表、様式１及び様式２省略） |